平成２２年（フ）第４３１号
兵庫県西宮市津門大箇町13番１号
債務者　大山　　猛
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第４４４号
兵庫県芦屋市若葉町５番２―1124号
債務者　谷川　和弘
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第４４５号
兵庫県芦屋市若葉町５番２―1124号
債務者　谷川　佳世
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第４４７号
兵庫県尼崎市下坂部２丁目30番51号
債務者　長岡　良博
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１３３号
佐賀県佐賀市六座町１番12号
債務者　今村　公紀
1　決定年月日時　平成22年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第９８号
大分県別府市大字南立石2076番地の２
債務者　木代キヨ子
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第２０７号
大分市花津留２丁目12番３号レオパレス21花津留Ⅳ201
債務者　堀之内博志
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第２３９号
大分県別府市大字北石垣743番地の３ステューディオ松村303号
債務者　礒辺　吉春
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第３１号
大分県中津市大字牛神423番地２　コーポタチバナA102号
債務者　藤原　　愛
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２２年（フ）第４３号
大分県宇佐市大字長洲4295番地
債務者　中山　武治
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２２年（フ）第４４号
大分県宇佐市大字長洲1043番地
債務者　山本　麻由（旧姓大下）
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２２年（フ）第４９号
大分県宇佐市大字青森622番地の１
債務者　友成　守良
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２２年（フ）第２９８号
千葉県柏市松葉町２丁目19番地14　コーポ根本101号
債務者　石田　愛彦
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第３１０号
千葉県松戸市樋野口591番地　マギーハイツ202号
債務者　川崎　美穂（旧姓槙野）
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第３３０号
千葉県野田市西三ケ尾484番地の15
債務者　住田　香秉
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第３３３号
千葉県松戸市二ツ木378番地石井荘202号
債務者　河津　智徳
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第３４７号
千葉県野田市古布内1479番地10
債務者　菊地　正男
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第３６６号
千葉県柏市ひばりが丘６番５号グランドール21―202号
債務者　鈴木　玲香
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部